

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は創業来、社会的責任を全うすると同時に、事業拡大に取り組みつつ、ステークホルダーと共存できる経営体制を整備し、健全かつ透明性の高い組織運営を維持するために不断の努力を続けております。

具体的には、収益基盤の確立、財務体質の強化を図る一方、法令遵守精神の浸透・定着、リスク管理の徹底、ディスクロージャーの徹底などを重要な経営課題として認識し、そうした課題の解決に必要な経営組織や社内体制の整備充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り】更新 【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

議決権の電子行使につきましては、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましては、現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、株主構成の変化等状況に応じて招集通知等の英訳を行うか否かを判断致します。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要】

取締役会の実効性についての分析・評価については、2016年度中の実施を予定しており、その結果の概要については、2017年度のコーポレートガバナンスに関する報告書で開示を行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

いわゆる政策保有株式たる投資目的以外の目的(取引関係の開拓・維持・安定化といった目的)で保有する株式の保有は、1)ビジネスパートナーとの業務提携、顧客との取引の維持・強化等の保有目的の合理性、2)最新技術教育、ノウハウの共有等の条件を満たす範囲で行うことを基本的な方針としており、保有株式については、定期的に保有方針の見直しを行い、検証することとしております。また議決権行使に関しては、当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、銘柄ごとに総合的に判断したうえで議案への賛否を決定しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者取引については原則行わないこととしております。

当社が役員や主要株主等との取引を行う必要がある場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であり、適正であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめその必要性・相当性・合理性を吟味したうえで取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社グループは純粋持株会社である株式会社豆蔵ホールディングスを中心とする技術カンパニーです。グループ各社では、各個社それぞれが得意とする技術の内容等に沿い、その独自性を持って会社経営を行っております。当社ではそのようなグループが一体となって成長すべく、下記I～Ⅲの通り基本方針、経営指標、経営目標を定め、実効的なコーポレートガバナンスを実現すべく取り組んでおります。

I 会社経営の基本方針

コーポレートメッセージ

「私たちは困難な山の頂を目指す会社です。」

私たちは、お客様を技術力で支援する技術集団です。最先端の技術を実践に取り入れるには勇気と創意工夫が必要です。時には大きな困難にも直面します。しかし、その困難を乗り越え、お客様のプロジェクトを成功に導くのが私たちの使命です。誰かがやらなければならない事はまず先に我々がやる。リスクを取って挑戦し続ける会社。それが我々グループ企業の信念です。

行動指針

1. 技術力

日々進歩する技術を貪欲に吸収し、その技術をどのように現実に応用するか研鑽を重ねることを惜しまない。

2. お客様

お客様を成功に導く技術は何であるか。それをどう使うのか。お客様のビジネスを変革できるようお客様の立場になって考える。

3. 社会への貢献

グループの結束を高め、お客様ひいては社会への高度な貢献を目指す。

II 目標とする経営指標

当社グループは、主たる事業がエンジニアリングサービスの提供であり、いわゆる設備産業ではないことから、保有している資産には大きな設備といったものではありません。したがって、資産効率という観点からは、目標とする経営指標を特段には設定していません。一方で、M&Aによって、グループ企業への参画企業を募りグループ全体の事業ポートフォリオの最適化を目指していますが、参画企業は必ずしも初めから高付加価値な会社とは限りません。当社グループに参画している企業は、技術面で当社グループへの参画に意義を持つ会社であります。必ずしも会社運営が最適であるとは限らない場合があるからです。そこで、当社グループでは、株主資本利益率(ROE)15%を目処に取り組んでいます。つまり、M&A等により経営効率が必ずしも良くない会社が参画し、一時的にROEが15%を割ることがあっても、当社グループに参画していただく企業は技術的には良好な会社ばかりですので、当社グループが一丸となって経営改善に乗り出し、ROEの改善を図りROE15%の実現を目指していくということです。

Ⅲ 中期的な経営目標

当社グループでは、従来より、ソフトウェア技術でお客様のイノベーションを手助けすることを目指し、新たなIT技術をいち早く取り入れ、お客様にサービス提供を行ってまいりました。元は、エンタープライズ向けIT技術と組込み向けIT技術という、二本柱でしたが、取込み事業を進化させた新たなロボット事業や半導体製造装置にかかる事業など、物づくりの現場にも事業領域を広めてきています。また、今後も益々、物づくりとITの融合、いわゆるIoTの分野は飛躍的な成長をとげると思われますが、私たちは、いち早くそのIoTの分野にも取り組み、成果を出してきております。

これは、当社グループが「現在の根幹となる既存事業の成長とともに、新たな事業領域の拡充により大きな枝葉をつける。」ことを中期的な経営目標とし、より強い事業ポートフォリオを組み、より高付加価値なサービス提供をすることで、お客様ひいては社会に高度な貢献を目指すというものです。今後も、「既存事業の成長」「バランスの取れた新規事業の拡充」により高度な社会貢献を目指してまいります。

(ii) 本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「II. 1. 【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(iv) a) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定の方針

当社の取締役・監査役又は経営陣幹部として相応しい知識・経験・能力・専門性等を有する人物を候補者としております。

b) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定の手続き

取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定は、事前にその適切性等について検討し、答申を行い、取締役会にて総合的に判断したうえで決議しております。

なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。

(v) 社外役員の選任理由につきましては、株主総会招集通知及び本報告書中のII. 1. 【取締役関係】【監査役関係】に記載したそれぞれの「会社との関係(2)」にて開示しております。また、社外役員を除く取締役、監査役につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書にその略歴を開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役に対する委任範囲について】

業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その基準は社内規則「取締役会付議事項」によって明確にしています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす者としております。また、その候補者が取締役会における率直・活発で建設的な検討に關しての貢献が期待できる人物か、事前に当社役員の面接等を通じ、取締役会にて総合的に判断したうえで選定するよう努めております。

【補充原則4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役14名以内、監査役は4名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。取締役の選任については、当社グループの営業戦略や当社が置かれている経営環境等を勘案し、その経験、見識、専門性・多様性の確保などを総合的に評価・判断して選定します。

社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、社外取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役・監査役の上場会社での兼職につきましては、その数を合理的な範囲に留めており、その状況につきましては株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、十分な知見・専門性を有した取締役・監査役がその任についていると考えております。しかしながら新しい法令や社会の流れについていくうえで、知識を穴埋めすべく、自己研鑽に努めることを前提としつつも、一定の基準を満たすべく必要に応じて研修を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】【補充原則5-1-2 株主との建設的な対話を促進するための方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

(i) (ii)

株主との対話については、IR担当部門をグループ経営企画本部とし、グループ経営企画本部管掌の取締役が統括し、財務経理部と連携して会社説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話の実現できるよう積極的な対応を心掛けております。

(iii) 株主に対しては、会社説明会、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

(iv) 対話において把握した株主や投資家の意見などは、取締役会で報告を行い、情報の共有及び活用を図っております。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理は、内部者取引管理規程を策定し、未然防止に注力しております。特に、自社株売買については、一定のルールの下で実施しております。また、役員及び社員に対しては、定期的にインサイダー取引に関する注意喚起を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
情報技術開発株式会社	3,079,200	15.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口、信託口1、信託口2、信託口3、信託口4、信託口5、信託口6)	1,280,300	6.64
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	530,900	2.75

CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	451,205	2.34
松本修三	345,600	1.79
荻原紀男	297,200	1.54
渡辺正博	277,600	1.44
豆蔵グループ従業員持株会	268,200	1.39
株式会社SBI証券	250,300	1.30
日本生命保険相互会社	210,000	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 邦男	他の会社の出身者											
吉田 和正	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 邦男	○	現在、有限会社ケイ・エス・マネジメント代表取締役、株式会社アバント監査役、株式会社インフォクリエイツ監査役、株式会社シンメトリック取締役、株式会社ファソテック監査役、パーチャレクス・コンサルティング株式会社監査役。	日本アイ・ビー・エム株式会社において要職を歴任し、また、自ら会社を経営することにより得た幅広い見識と豊富な経験を活かし、外部的視点による適切な発言を行ってきたことから、社外取締役として独立的立場から適切な意見の提言、指摘が可能であると判断するものがあります。また、鈴木邦男氏と当社には特別な利害関係はなく、同氏からは独立した公正・中立な立場から助言を頂いていますことから、独立役員選任にあたり一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断いたしました。
		現在、オンキヨー株式会社取締役、Gibson Brands, Inc. 取締役、	当社グループが属している情報サービス業並びにインターネット環境や情報通信機器の発達によりIoTへの対応が重要となっている製造業に対して深い知見や繋がり有しており、当社グループがIoT時代を先取った経営を進めていくにあたり、業界動向を踏まえた的確な助言

吉田 和正	○	株式会社Gibson Guitar Corporation Japan取締役、 CYBERDYNE株式会社取締役、 TDK株式会社取締役。	を頂けるとともに、必要な監督機能を期待できるものと判断するものであります。また、吉田和正氏と当社には特別な利害関係はなく、同氏からは独立した公正・中立な立場から助言を頂いておりますことから、独立役員選任にあたり一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断いたしました。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から、期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるとともに、意見交換などを行い、相互の連携を高めております。

内部監査については、内部監査室(3名)を設置し、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。内部監査室は、監査結果に基づき、被監査部門に対して具体的な助言・勧告を行い、その後の改善状況をフォローするとともに、これらの経緯について経営トップに報告を行っております。また、監査役へも監査結果等を定期的に報告し、監査役監査との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立野 満夫	他の会社の出身者													
山本 英二	弁護士													
堀切 進	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			これまで培ってきた監査経験、あるいはビジネス経験を活かして当社グループ全体の監査体

立野 満夫	○	現在、株式会社豆蔵監査役、株式会社フォスターネット監査役。	制の維持、強化を図っていただけるものと考え、株主総会にて選任しております。立野満夫氏と当社には特別な利害関係はなく、また、同氏からは独立した公正・中立な立場から助言いただいておりますことから、独立役員選任にあたり一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断いたしました。
山本 英二		山本英二法律事務所所長。	長年の弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしてもらえるものと考え、株主総会にて選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断いたしました。
堀切 進	○	現在、株式会社オープンストリーム監査役、株式会社ネクストスケープ監査役、ジェイエムテクノロジー株式会社監査役、センスシングスジャパン株式会社監査役。	これまで監査法人で培ってきた監査経験及び豊富な会計知識を活かして、当社グループ全体の監査体制の維持、強化を図っていただけるものと考え、株主総会にて選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値の増大が当社の主要命題の一つとして共通認識されるように、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
---------------------------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

業務の高付加価値化、効率的運営等を念頭において、ストックオプションを取締役、従業員に付与しております。一方で、適切な監査を行うことで、適正な会社運営が担保されひいては企業価値が安定することから、監査役にも付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において取締役及び監査役の別に各々の総額及び員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関しては、世間水準及び経営内容、従業員給与、前年度の業績等のバランスを考慮して決定しております。取締役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。監査役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役を補佐する人員として社長室内に役員秘書担当を設置しており、職務遂行の補助を行っております。ま

た、取締役会開催に際しては、取締役会事務局より社外取締役・社外監査役へメールにて事前資料の配布を行っております。なお、社外監査役に対する重要事項の補足説明等は適宜、常勤監査役が行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会については、毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて随時開催しており、経営全般及び業績の進捗状況の報告・協議、重要事項の決定等を迅速に行っております。（男性7名、女性0名の構成となっております。）また、監査役会については、取締役会への出席をはじめとして、重要な社内稟議書の閲覧等、有効な監査業務を実行しております。（男性3名、女性0名の構成となっております。）役員の報酬等の額の決定に関しては、世間水準及び経営内容、従業員給与、前年度の業績等のバランスを考慮して決定しております。取締役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。監査役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

会計監査の状況につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人より金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。監査法人は監査役へ、期初における監査計画の説明や、期中・期末における監査の状況及び結果を報告するとともに意見交換などを行い、相互の連携を高めております。当社の監査業務を執行した新日本有限責任監査法人の公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

[監査業務を執行した公認会計士の氏名] 鈴木 真一郎、善方 正義

[会計監査業務に係る補助者の構成] 公認会計士8名、その他12名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、企業統治の充実強化のため、取締役会および監査役会を設置し、それらの機能強化に取り組んでまいりました。

取締役会については、現在取締役7名で構成され、毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて随時開催しており、経営全般及び業績の進捗状況の報告・協議、重要事項の決定等を迅速に行っております。

また、監査役会については、監査役4名で構成され、取締役会への出席をはじめとして、重要な社内稟議書の閲覧等、有効な監査業務を実行しております。

コーポレート・ガバナンスには、企業収益力の強化、遵法性の確保、という二つの側面があります。当社が取締役会と監査役会を企業統治の主体として採用した理由といたしましては、企業収益力の強化を司る取締役会とその監督機関である監査役会が、遵法性の確保という側面についても併せて管理を進めることで、より効率的な統治が可能であるとの判断によるものであります。

さらに、企業収益力の強化の一環として、グループ各社の営業担当取締役あるいは営業部長を中心としたグループ営業会議を開催しております。グループ営業会議は個社の枠を超えグループ内他社の案件に要員を充足することでグループ内のエンジニアの空き工数を減らし、ひいてはグループ全体の収益向上につなげることを目的としております。この会議における各社の状況および具体的な案件の獲得状況の報告・協議等を通じて、収益力強化の更なる充実に努めております。

一方で、遵法性の確保については、補完機能として、「IV. 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載する内部統制システムおよびリスク管理体制を整備し、問題の把握、法令遵守の推進を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年の定時株主総会は6月22日(水曜日)に開催しております。当社では、集中日における株主総会の開催を避け、より多くの株主様が出席しやすいように日程を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎(第2四半期決算、期末決算)に代表者から決算の内容及び今後の戦略について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.mamezou-hd.com/ ホームページには決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、IRスケジュール等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 グループ経営企画本部 IR担当役員 佐藤 浩二 IR事務連絡責任者 鹿島 周太郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社では、現在は女性の役員はおりませんが、人格、識見、能力に優れた人材を役員として登用する方針であり、今後も役員にふさわしい人材であれば性別に関わらず積極的な登用に配慮してまいります。なお、当社単体では女性社員の比率は三分の一を超えており、また連結子会社の取締役役に女性を登用した実績があります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスにおける法令遵守精神の浸透・定着について、当社及び子会社の全ての取締役及び使用人は、企業人・社会人として、倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められています。このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図っております。これらについての管理体制は次のとおり整備しております。

(1) リスク管理委員会

重要な契約や適法性に関する事項を審議するリスク管理委員会を設置しております。

(2) リスク管理体制

人事・総務部を主管とし、「コンプライアンスポリシー」に基づき当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行について、法令及び定款への適合性を調査・検討することにより職務の適合性を確保することといたします。

(3) 内部通報

内部通報制度として、社外相談窓口を設置し、法令遵守を推進する上で疑わしい行為の発見、未然防止、対処等を徹底いたします。

(4) 内部統制

情報の取扱いに関する事項について、代表取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、その委員会のメンバーは当社及び子会社の責任者及び担当者から構成され、情報管理体制に関する規程の整備、内部体制の維持、管理及び改善をいたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との関わりを一切遮断する」との基本方針に基づき、反社会的勢力を排除し、健全な業務の運営を図ることを目的とした「反社会的勢力対応規程」を整備し、同規程をもって当社及び子会社に反社会的勢力排除に関する意識付けを徹底します。また、人事・総務部を主管とし、定期的に、あるいは必要に応じて随時、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、行政機関や外部専門組織からの情報も積極的に取込み、社内で情報を共有できる体制を整えます。また「反社会的勢力チェックマニュアル」に従い、全ての取引先について、取引開始時や契約締結時において、稟議起案のタイミングで反社会的勢力でないことの確認を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特段の買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図: 巻末添付資料「参考資料: コーポレート・ガバナンス体制図」をご覧ください。

〔適時開示体制〕

a. 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社は、金融商品取引法等の関連法令及び株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」等を遵守し、公平かつ継続的な開示を努めることを適時開示の基本方針としております。これに加え、投資家にとって有用であると判断される情報につきましても、積極的に開示してまいります。

適時開示体制の整備に向けた取り組みといたしましては、「適時開示規程」を制定し、適時開示担当組織に対する各部門及び各連結子会社からの発生事実に関する情報の報告を徹底してまいります。

b. 適時開示担当組織の状況

情報取扱責任者の役職名及び氏名

取締役 佐藤浩二

担当部署名

グループ経営企画本部 本部長以下 5名

c. 適時開示手続き

決定に関する事実及び発生に関する事実については、適時開示情報となりえる会社情報を有する部門及び子会社が、適時開示担当組織へ報告することとしております。その報告を受けて適時開示担当組織が適時開示の要否を確認し、取締役会の承認を得た後、公表することとします。

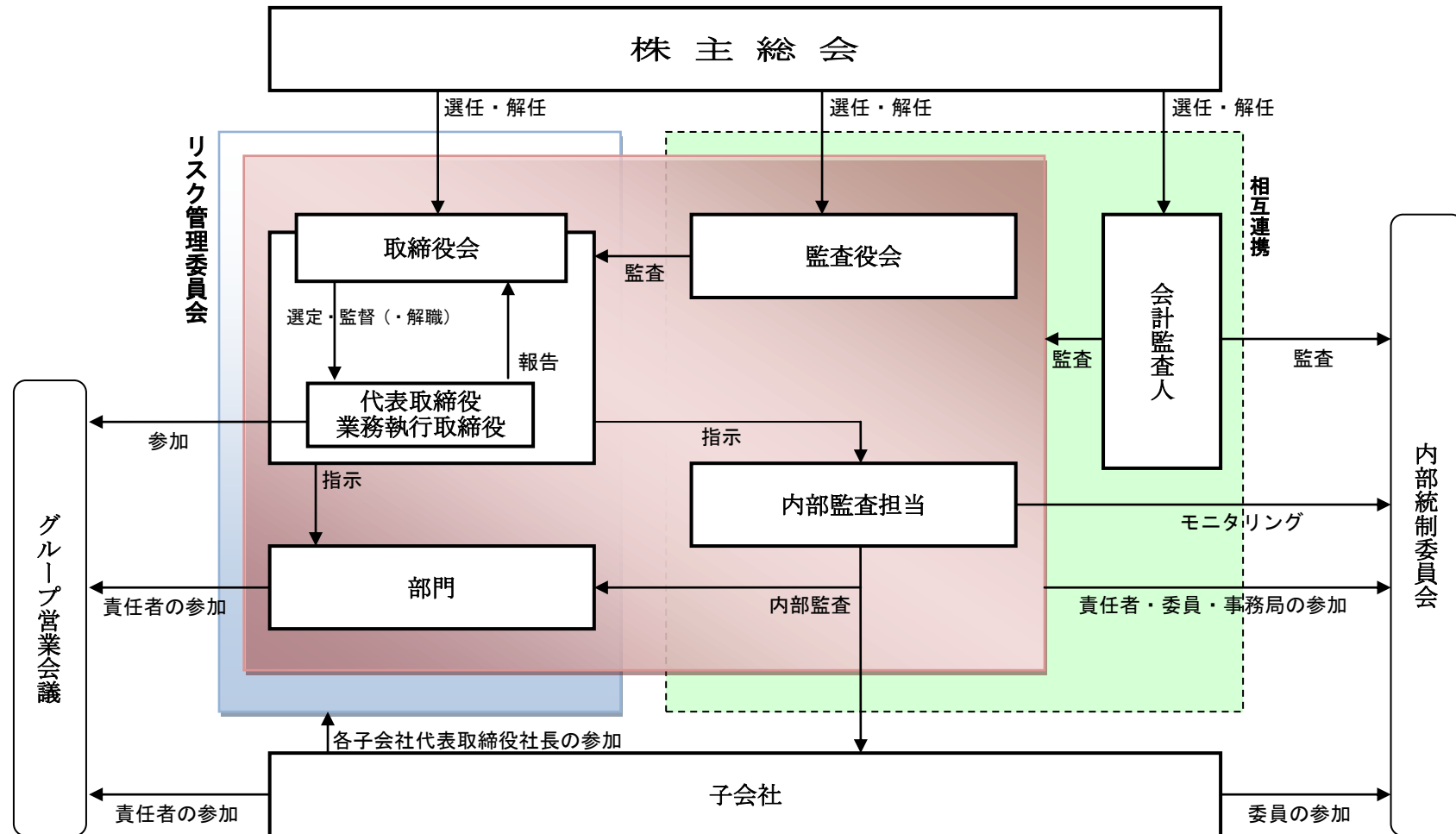
決算に関する情報については、財務・経理担当部門及び適時開示担当組織が共同して決算短信等の開示書類を作成し、取締役会の承認を得た後、公表することとします。

当社と各子会社の財務・経理担当部門を統合、再編することで、連結決算短信等の開示書類の作成をより迅速に行えるよう取り組んでまいります。

以上

適時開示体制の模式図: 巻末添付資料「参考資料: 適時開示体制図」をご覧ください。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス体制図】



【参考資料：適時開示体制図】

